

四半期報告書

(第144期 第3 四半期)

自 2021年10月 1 日
至 2021年12月31日

伊豆箱根鉄道株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	7

2 役員の状況

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年2月14日
【四半期会計期間】	第144期 第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	伊豆箱根鉄道株式会社
【英訳名】	IZUHAKONE RAILWAY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伍堂 文康
【本店の所在の場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部経理課長 河野 智
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部経理課係長 佐々木 謙一郎
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第3四半期 連結累計期間	第144期 第3四半期 連結累計期間	第143期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
営業収益 (千円)	4,766,652	5,287,902	6,228,129
経常損失 (△) (千円)	△1,853,579	△1,115,940	△2,559,435
親会社株主に帰属する四半期（当期）純損失 (△) (千円)	△1,654,372	△980,632	△5,179,263
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△1,672,049	△997,657	△5,205,032
純資産額 (千円)	9,053,067	4,507,001	5,520,084
総資産額 (千円)	28,017,160	23,890,335	24,315,919
1株当たり四半期（当期）純損失 (△) (円)	△1,294.13	△767.10	△4,051.48
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.3	18.9	22.7

回次	第143期 第3四半期 連結会計期間	第144期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△178.89	△104.64

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、1株当たり四半期（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。主要な子会社の異動は、次のとおりであります。

タクシー事業において、2021年4月1日に当社の子会社である伊豆箱根交通株式会社と伊豆箱根タクシー株式会社は、伊豆箱根交通株式会社を存続会社として合併いたしました。

また、当社は、2021年12月1日を効力発生日として簡易新設分割により当社の完全子会社である十国峠株式会社を設立し、当社の十国峠における事業を承継させました。なお、十国峠株式会社の全株式を2022年2月1日付で富士急行株式会社に譲渡いたしました。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容 ① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」について重要な変更はありません。

(2) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりから依然として厳しい状況にあります。ワクチン接種が進んだことに伴い感染者数が大幅に減少し、緊急事態宣言が解除された10月以降、経済活動の活性化とともに個人消費も回復傾向にあります。しかしながら、新たな変異株の出現もあり、先行きについては不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のなか、当社グループは、各事業において、適切な感染症防止策を徹底し、お客さまや従業員の安全・安心を確保したうえで事業活動を行うとともに、不要不急コストの削減や設備投資の先送りによる経費圧縮を継続し、このような厳しい状況下においても、日々変化するニーズをお客さま目線で適時的確に把握し、スピード感を持ってサービス展開することで、利益を追求してまいりました。なお、4月には静岡県東部地区の3農業協同組合と相互の経営資源の有効活用による地域活性化を目的に「包括連携協定」を締結し、連携を開始いたしました。

しかしながら、4月以降、政府主導の緊急事態宣言が発出されるなど、外出自粛・都道府県をまたいでの移動自粛、各国政策である入出国制限措置の継続などによりお客さまのご利用が低調に推移いたしました。緊急事態宣言が解除された10月以降、経済活動の活性化とともにお客さまのご利用は回復傾向にありますが、新たな変異株の出現による感染症再拡大の懸念が払拭されず、依然として厳しい事業環境が続きました。なお、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大規模や、ワクチン接種、治療薬の開発などの各種政策の進捗状況のほか、各国政府の動向などにより、当社グループの業績が大きく変動することが予想されます。

この結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、営業収益は、52億87,902千円（前年同期は、47億66,652千円）、営業損失は、11億30,276千円（前年同期は、営業損失18億37,332千円）、経常損失は、11億15,940千円（前年同期は、経常損失18億53,579千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は、9億80,632千円（前年同期は、親会社株主に帰属する四半期純損失16億54,372千円）となりました。

なお、当社グループでは、第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、代理人取引と判断される一部の取引について、その営業収益の計上額を、従来取引総額であったものから純額へと変更しております。その結果、当第3四半期連結累計期間における営業収益については、従来の計上方法（取引総額）と比較して、2億51,017千円減少しております。よって、当第3四半期連結累計期間における経営成績に関する説明は、営業収益については前第3四半期連結累計期間と比較した増減額及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔鉄道事業をはじめとした交通事業について（鉄道事業、バス事業、タクシー事業）〕

交通事業については、全国を対象に発出された1度目の緊急事態宣言により事業活動に大きな影響を受けた前年同期から回復傾向にあるものの、2度の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの影響により、お客さまのご利用は低調に推移いたしました。緊急事態宣言が解除された10月以降、経済活動の活性化とともにお客さまのご利用は回復傾向にありますが、燃料の価格高騰や円安の進行など収益を圧迫する様々な要因が加わり、依然として厳しい事業環境が続きました。このような状況下においても、日常生活を支えるインフラ機能としての社会的使命を果たすべく、感染症防止策を徹底したうえで、減便ダイヤなど営業規模を縮小した事業活動を行ってまいりました。

（鉄道事業）

鉄道事業は、定期・定期外収入ともに、前年同期を上回りました。このようなコロナ禍においても、お客さまに「ほほえみと元気」を提供すべく、感染症防止策を徹底したうえで、沿線の観光施設や飲食店のPRを中心としたイベント「いずっぱコスプレフェスタ」を開催したほか、各種企画乗車券やオリジナルグッズの通信販売強化、企画電車の運行などを行い、増収に努めてまいりました。

この結果、鉄道事業の営業収益は、14億54,640千円（前年同期は、13億50,406千円）、営業損失は、3億81,490千円（前年同期は、営業損失5億62,025千円）となりました。

鉄道事業

伊豆箱根鉄道㈱

種別		単位	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
営業日数		日	275	275
営業キロ		キロ	29.4	29.4
客車走行キロ		千キロ	3,484	3,694
旅客乗車人員	定期	千人	6,404	6,735
	定期外	千人	3,252	3,648
旅客収入	定期	千円	643,477	661,221
	定期外	千円	656,079	744,100
	計	千円	1,299,556	1,405,322
運輸雑収		千円	50,849	49,317
運輸収入合計		千円	1,350,406	1,454,640
乗車効率		%	13.9	14.3

(注) 乗車効率の算出は(延人キロ/客車走行キロ×平均定員)

(バス事業)

バス事業は、乗合バス部門において、定期・定期外収入ともに前年同期を上回りました。このようなコロナ禍においても、交通系ＩＣカードの利用可能エリアを沼津・三島エリアまで拡大するなど利便性の向上に努めてまいりました。貸切バス部門においては、一般旅客団体の利用は依然低調ながら、東京オリンピック・パラリンピック関連輸送の受注や新たな契約輸送の獲得など増収に努めてまいりました。また、10月からは国の補助金を活用した周遊バスや貸切バスの実証運行を開始し、周辺市町の活性化に寄与するとともに増収に繋げてまいりました。

この結果、バス事業の営業収益は、14億10,657千円（前年同期は、11億56,576千円）、営業損失は、4億65,402千円（前年同期は、営業損失6億20,998千円）となりました。

なお、箱根地区で運営していた水陸両用バス事業につきましては、4月に同じ西武グループである株式会社プリンスホテルへ事業譲渡いたしました。

(タクシー事業)

タクシー事業は、コロナ禍においても三密機会を軽減できる輸送機関としての一定の需要を下支えとし、主に高齢者のワクチン接種時の交通手段としての需要喚起に努めたことや、東京オリンピック・パラリンピック関連輸送の受注など増収に努めてまいりました。また、12月からは国の補助金を活用したシャトルタクシーの実証運行を伊豆の国市内で開始し、市内の活性化に寄与するとともに増収に繋げてまいりました。

この結果、タクシー事業の営業収益は、12億57,569千円（前年同期は、10億18,349千円）、営業損失は、2億39,964千円（前年同期は、営業損失4億76,626千円）となりました。

なお、経営資源の集中と業務の効率化を目的とし、4月に伊豆箱根交通株式会社を存続会社、伊豆箱根タクシー株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(レジャー・不動産事業)

レジャー事業については、全国を対象に発出された1度目の緊急事態宣言により事業活動が大きく制限された前年同期から回復傾向にあるものの、個人・団体ともにお客さまのご利用は低調に推移いたしました。このような状況下、各事業や施設において、営業内容の機動的な変更や効率的なオペレーションの追求などにより固定費の削減に努めてまいりましたが、依然として厳しい事業環境が続きしました。

鋼索鉄道事業は、箱根 十国峠ケーブルカーにおいて、頂上広場に設置したドッグランが三密を避けたペット連れの個人のお客さまのご利用につながりました。

自動車道事業は、湯河原パークウェイにおいて、三密を避けた外出手段としてマイカー利用及び二輪車の通行需要により堅調に推移しておりましたが、7月の大雨により路面が一部崩落し全線通行止めを継続しております。

船舶事業は、箱根航路において、コロナ禍以前のような国内外の個人・団体のお客さまのご利用は戻らず低調に推移いたしました。

飲食店・物品販売業は、十国地区の箱根 十国峠レストハウス及び箱根地区のドライブインにおいて、飲食・売店部門ともに、緊急事態宣言の発令等による外出自粛により個人・団体のお客さまのご利用は依然として低調に推移いたしました。なお、箱根 湖尻ターミナルは、2020年4月より継続して営業を休止しております。沼津地区の伊豆・三津シーパラダイスにおいては、7月に水族館の裏側を“遊ぶ・学ぶ・ふれる”体験施設「みとしーラボ」を新規オープンし施設の魅力向上に努めたことから、個人のお客さまのご利用は堅調に推移いたしました。また、インターネット広告やメディアへの露出による宣伝広告を効率的に行い需要喚起に努めると同時に、コロナ禍において外出自粛中のお客さまにも楽しんでいただけるようオリジナルグッズの通信販売を強化するなど増収にも努めてまいりました。

鉄道沿線の物品販売業は、鉄道売店において、緊急事態宣言の発令等による外出自粛により観光を目的としたお客さまのご利用は依然として低調に推移いたしました。

広告業においては、沿線イベントの中止や、先行き不透明な景況感を反映し、クライアントの広告宣伝費削減の影響を受け、売上高は前年同期を下回りました。

不動産事業は、不動産賃貸業に特化しておりますが、保有資産の有効活用として、前期に複数の新規賃貸を開始したことによる増収、及び各種賃貸物件の空室解消に向けた積極的な営業活動が功を奏し、売上高は前年同期を上回りました。

保険代理店事業は、既存契約者の高齢化や免許返納に伴う解約者数の増加が影響し、売上高は前年同期を下回りました。

この結果、レジャー・不動産事業の営業収益は、15億33,123千円（前年同期は、16億81,174千円）、営業損失は、45,178千円（前年同期は、営業損失1億78,739千円）となりました。

(3) 財政状態の分析

①資産

現金及び預金の増加はありましたが、減価償却などによる固定資産の減少により、前連結会計年度末に比べ4億25,583千円の減少となりました。

②負債

退職給付に係る負債の減少はありましたが、借入金の増加により、前連結会計年度末に比べ5億87,499千円の増加となりました。

③純資産

親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により、前連結会計年度末に比べ10億13,083千円の減少となりました。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	4,220,000
A種優先株式	900,000
計	5,120,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,280,000	1,280,000	非上場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
A種優先株式	900,000	900,000	非上場	単元株式数は100株 であります。 (注)
計	2,180,000	2,180,000	—	—

(注) A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

- ① 当社は、ある事業年度中の特定の日を基準日（3月31日を含む。）として当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額に100分の5を乗じた額を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、A種優先配当金の支払を当社の株主総会が決定する前に、同じ事業年度中に定められた基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行ったとき、または行うことを当社が決定したときは、その額を控除し、残額がある場合に、当該残額を配当する。
- ② ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金が配当された後に残余の剰余金があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対してA種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余の剰余金について配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者及び普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額を金銭により支払う。
- ② A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

- ① A種優先株主は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額が5億円を超えることを条件とし、毎年5億円を限度として、法令の定める範囲で、その保有するA種優先株式の全部または一部につき、当社に対してその取得を請求することができる。
- ② 取得を請求するA種優先株主は、発行に際して取締役会で定める期間（以下「取得請求可能期間」という。）に当社に申し出るものとする。

- ③ 第1項の限度額を超えてA種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
- ④ 当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。
- (4) 取得条項
- ① 当社は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額（ただし、直前の取得請求可能期間になされた取得請求に応じて当社が取得したか取得することを決定した自己株式の簿価を控除する。）から5億円を控除した額を限度として、法令の定める範囲で、A種優先株式の一部または全部を取得することができる。
- ② 一部取得の場合は、抽選その他の方法により決定する。
- ③ 当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。
- (5) 議決権
A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利の付与等
- ① 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
- ② 当社は、A種優先株主に対し、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当てを受ける権利または会社法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当てまたは新株予約権の無償割当てを行わない。
- (7) 配当金の除斥期間等
- ① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその配当金の支払義務を免れるものとする。
- ② 前項の金銭には利息を付けない。
- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (9) 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	2,180,000	—	640,000	—	325,907

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 900,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,600	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,271,800	12,718	同上
単元未満株式	普通株式 6,600	—	—
発行済株式総数	2,180,000	—	—
総株主の議決権	—	12,718	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
伊豆箱根鉄道 株式会社	静岡県三島市大場 300番地	1,600	—	1,600	0.07
計	—	1,600	—	1,600	0.07

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	212,853	416,303
受取手形及び売掛金	289,744	383,425
商品	16,057	16,119
貯蔵品	112,664	130,637
その他	353,318	171,401
貸倒引当金	△5,032	△5,001
流動資産合計	979,606	1,112,887
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,057,072	3,755,597
機械装置及び運搬具（純額）	551,733	433,547
土地	17,525,919	17,506,363
リース資産（純額）	455,123	383,596
建設仮勘定	21,127	30,716
その他（純額）	146,586	126,399
有形固定資産合計	22,757,564	22,236,221
無形固定資産		
リース資産	37,298	32,436
その他	331,713	279,719
無形固定資産合計	369,011	312,156
投資その他の資産		
投資有価証券	50,197	50,197
長期貸付金	235,000	232,000
繰延税金資産	6,542	6,542
その他	42,996	65,331
貸倒引当金	△125,000	△125,000
投資その他の資産合計	209,736	229,070
固定資産合計	23,336,312	22,777,448
資産合計	24,315,919	23,890,335

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	310,189	366,168
短期借入金	9,641,560	10,770,200
リース債務	115,199	115,680
未払法人税等	13,667	9,430
賞与引当金	63,606	28,105
商品券等引換損失引当金	42,292	41,533
その他	1,386,358	1,376,259
流動負債合計	11,572,874	12,707,376
固定負債		
長期借入金	560,200	224,100
リース債務	428,554	345,006
繰延税金負債	189	41
再評価に係る繰延税金負債	3,946,335	3,941,130
役員退職慰労引当金	23,301	24,081
退職給付に係る負債	1,762,066	1,667,780
資産除去債務	158,899	135,675
その他	343,413	338,142
固定負債合計	7,222,960	6,675,957
負債合計	18,795,834	19,383,334
純資産の部		
株主資本		
資本金	640,000	640,000
資本剰余金	325,907	325,907
利益剰余金	△3,882,528	△4,897,192
自己株式	△17,016	△17,016
株主資本合計	△2,933,636	△3,948,300
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	8,413,724	8,432,330
退職給付に係る調整累計額	39,996	22,971
その他の包括利益累計額合計	8,453,721	8,455,302
純資産合計	5,520,084	4,507,001
負債純資産合計	24,315,919	23,890,335

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	4,766,652	5,287,902
営業費		
運輸等営業費及び売上原価	5,992,040	5,850,876
販売費及び一般管理費	611,944	567,302
営業費合計	6,603,984	6,418,178
営業損失(△)	△1,837,332	△1,130,276
営業外収益		
受取利息	3,100	2,677
受取配当金	2,052	2,052
受取保険金	18,714	2,641
受取給付金	8,000	—
助成金収入	2,010	—
補助金収入	7,088	57,707
その他	25,420	41,386
営業外収益合計	66,386	106,466
営業外費用		
支払利息	66,303	71,707
その他	16,329	20,424
営業外費用合計	82,633	92,131
経常損失(△)	△1,853,579	△1,115,940
特別利益		
固定資産売却益	1,753	391
工事負担金等受入額	21,872	44,746
雇用調整助成金	※ 462,453	※ 316,997
その他	14,672	15,621
特別利益合計	500,751	377,756
特別損失		
固定資産売却損	996	479
固定資産圧縮損	28,845	47,361
固定資産除却損	44,787	1,030
減損損失	3,358	150,953
臨時休業等による損失	218,883	—
その他	800	43,211
特別損失合計	297,671	243,038
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,650,498	△981,222
法人税、住民税及び事業税	5,022	4,763
法人税等調整額	△1,148	△5,353
法人税等合計	3,873	△589
四半期純損失(△)	△1,654,372	△980,632
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,654,372	△980,632

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純損失(△)	△1,654,372	△980,632
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	△17,677	△17,024
その他の包括利益合計	△17,677	△17,024
四半期包括利益	△1,672,049	△997,657
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,672,049	△997,657
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

伊豆箱根タクシー株式会社は、第1四半期連結会計期間に連結子会社である伊豆箱根交通株式会社と合併したため、連結子会社から除外しております。

十国峠株式会社は、当第3四半期連結会計期間に新たに設立したため、連結子会社に含めております。なお、2022年2月1日付で全保有株式を譲渡しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(2) 定期収入に係る収益認識

鉄道事業等における定期券利用の運賃収入については、従来は発売日を基に収益を認識しておりましたが、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものとし、有効期間に応じて収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は2億51,017千円減少し、運輸業等営業費及び売上原価は2億51,017千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は15,400千円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積りの仮定)

前連結会計年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

(自然災害による被害)

2021年7月に発生した東海地方・関東地方南部を中心とした大雨の影響により、当社グループが保有する湯河原パークウェイの路面が一部崩落し、全面通行止めとなりました。これにより、復旧費用の支出等が見込まれますが、現時点においては復旧工事の自然環境への影響や復旧に要する工法等の詳細を調査中であります。そのため影響を合理的に算定することが困難であることから反映しておりません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の特例措置の適用を受けたものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費(*)	539,701千円	478,578千円

(*)前第3四半期連結累計期間の減価償却費には、四半期連結損益計算書の臨時休業等による損失に計上した減価償却費30,688千円を含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益	1,350,406	1,156,576	1,018,349	1,681,174	5,206,506	△439,854	4,766,652
セグメント損失 (△)	△562,025	△620,998	△476,626	△178,739	△1,838,390	1,057	△1,837,332

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 営業収益の調整額△439,854千円については、主にセグメント間取引消去△439,854千円であります。
 - (2) セグメント損失(△)の調整額1,057千円は、主にセグメント間取引消去1,057千円であります。
2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益	1,454,640	1,410,657	1,257,569	1,533,123	5,655,989	△368,087	5,287,902
セグメント損失 (△)	△381,490	△465,402	△239,964	△45,178	△1,132,036	1,760	△1,130,276

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 営業収益の調整額△368,087千円については、主にセグメント間取引消去△368,087千円であります。
 - (2) セグメント損失(△)の調整額1,760千円は、主にセグメント間取引消去1,760千円であります。
2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間に「レジャー・不動産」セグメントにおいて、150,953千円の減損損失を計上しております。

(企業結合等関係)

当社は、2021年12月1日を効力発生日として新設分割（簡易新設分割）により当社が運営する「十国峠レストハウス」ならびに「十国峠ケーブルカー」に関する権利義務を、新設する十国峠株式会社に承継させました。なお、本新設会社の全株式を富士急行株式会社（以下、「富士急行」といいます。）に譲渡いたしました。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

共通支配下の取引等(当社グループ外への株式譲渡を前提として実施した会社分割)

(1)取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：十国峠における事業

事業の内容：鉄道事業（鋼索鉄道）及び飲食店・物品販売事業

②会社分割日

2021年12月1日

③会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立した「十国峠株式会社」を承継会社とする分社型の新設分割（簡易新設分割）です。

④分割後企業の名称

十国峠株式会社

⑤会社分割に係る割当の内容

本新設会社は、本会社分割に際して普通株式400株を発行し、当社に株式すべてを交付いたしました。

⑥新設分割設立会社の概要

商号 十国峠株式会社

事業内容 十国峠における事業

本店所在地 静岡県田方郡函南町桑原1400番地の20

代表者の氏名・役職 代表取締役社長 齊藤昌広

資本金の額 20,000千円

⑦その他の取引の概要に関する事項

当社は、グループにおける事業ポートフォリオの見直しに取り組む一環として、本事業を富士急行に譲渡することを決定いたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計		
鉄道事業	1,454,640	—	—	—	1,454,640		
バス事業	—	1,410,657	—	—	1,410,657		
タクシー事業	—	—	1,257,569	—	1,257,569		
鋼索鉄道事業	—	—	—	24,713	24,713		
自動車道事業	—	—	—	18,328	18,328		
船舶事業	—	—	—	75,743	75,743		
飲食店・物品販売業	—	—	—	825,311	825,311		
不動産賃貸業	—	—	—	451,898	451,898		
その他	—	—	—	137,128	137,128		
顧客との契約から生 じる収益	1,446,316	1,358,168	1,235,356	1,131,178	5,171,019		
その他の収益	8,323	52,488	22,213	401,945	484,970		
営業収益	1,454,640	1,410,657	1,257,569	1,533,123	5,655,989	△368,087	5,287,902

(注) 調整額△368,087千円については、主にセグメント間取引消去であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△1,294円13銭	△767円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△1,654,372	△980,632
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)(千円)	△1,654,372	△980,632
普通株式の期中平均株式数(株)	1,278,362	1,278,362

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2022年2月1日付で(十国峠における鉄道事業(鋼索鉄道)及び飲食店・物品販売事業を営む)十国峠株式会社の全株式を富士急行株式会社に譲渡いたしました。

事業分離(当社グループ外への株式譲渡)

(1)事業分離の概要

①分離先企業の名称

富士急行株式会社

②分離した事業の内容

譲渡した子会社の名称: 十国峠株式会社

事業内容: 鉄道事業(鋼索鉄道)及び飲食店・物品販売事業

③事業分離を行った主な理由

当社グループにおける事業ポートフォリオの見直しに取り組む一環として、本事業を富士急行に譲渡することを決定いたしました。

④事業分離日

2022年2月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2)実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、会計処理を行う予定です。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメント

「レジャー・不動産」に含まれておりました。

(4)四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	78,539千円
営業損失	40,475千円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

伊豆箱根鉄道株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 守屋 貴浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 俊行
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊豆箱根鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、伊豆箱根鉄道株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。